

## 日野町事件 再審決定

### 84年の酒店強盗殺人

#### 大津地裁 元被告の遺族が請求

滋賀県日野町で一九八四年、酒店経営の女性が殺害され、金庫を奪われた「日野町事件」で、大津地裁（今井輝幸裁判長）は十一日、強盗殺人罪で無期懲役が確定し服役中に病死した阪原弘元被告の再審開始を認める決定を出した。

今回の再審請求は二度目で、遺族が二〇一一年三月に七十五歳で病死した元被告の遺志を引き継いで一二年三月に申し立てていた。弁護団によると、遺族が申し立てた再審請求が認められたのは極めて異例という。

確定判決によると、事件は一九八四年十二月に発生。店の常連客だった



阪原弘元被告（遺族提供）

阪原元被告が酒代欲しさから女性Ⅱ当時（六九）Ⅱの首を絞めて殺害し、女性の金庫を奪ったとされる。八八年三月に犯行を自白して逮捕されたが、公判で否認に転じた。九五年六月の一審大津地裁判決は無期懲役を言い渡し、最高裁で確定した。元被告は確定審から一貫して無実を訴えていた。

